

京都メカニズムの実施に向けた世界の動向と我が国の取り組み

(社) 海外環境協力センター Makoto Kato
研究員 加藤 真

1997年の気候変動枠組条約締約国会議(COP3)が開催されて、7年が経とうとしている。米国ブッシュ政権の離脱やロシアの参加問題など、議定書の発効自体に疑問が投げかけられる一方で、我が国を含む世界各国においては、京都メカニズム実施に向けた取り組みが着実に進展してきている。

< CDM理事会での議論 >

CDM理事会においては、議論される内容も質・量共に拡大してきている。例えば、プロジェクトの「公式」となるべき方法論の承認が十数件を超えたことや、理事会での審査等手続きで重要な役割を果たす指定運営組織(DOE)の認定が行われていることは、枠組条約事務局長Waller-Hunter氏の言葉を借りれば、CDMは制度設計の局面から実施的局面(Operational Mode)に突入した証と言える。プロジェクトの登録に係る手続準備や植林・再植林CDMの方法論など、今後の議論は民間事業者の活動にも大きな影響を与えると考えられる。

< CDM・JIホスト国の状況 >

CDM・JI等を実施する上で、ホスト国による国内準備体制の整備が非常に重要となっている。これまで、AIJ(CDMの前進)を多く受け入れてきたラテンアメリカ諸国において国内準備が最も整っているとされてきたが、近年、アジア太平洋諸国においても活動が活発化しており、インドやベトナムといった国では、すでに担当官庁(指定国家組織:DNA)を定め、プロジェクトの国家承認を行う活動にまで至っている。このように、日本と経済関係の緊密な諸国でCDMの活動が活発化すれば、今後国内の民間事業者の活動も行いやすくなるであろう。

< その他の国の状況 >

2005年に欧州排出権取引制度(EUETS)の開始を控え、目が離せないのがEU諸国の動きである。欧州内においては、国内排出量割当計画(NAP)の策定が進行中で、様々な議論を醸している。また、CDM/JIとEUETSをリンクさせるEU指令により民間事業者による欧州外での排出権獲得を促し、これが積極的なプロジェクト展開につながっている。欧州以外では、カナダ政府のCDM & JI Officeが同国企業の活動を後押しし、情報収集からビジネスミッションの形成まで行っ

ている。このように、ホスト国での優良プロジェクトを逸早く獲得するため、各国があの手この手を使って有利に立とうとしているのが現状であり、このような競争は今後しばらくは激化するものと思われる。

< 我が国の取り組み >

我が国は、京都議定書における排出削減義務(1990年比で-6%)を達成に向け、様々な努力を行っている。とりわけ、気候変動問題の担当省庁の一つとして、環境省は、国内外における事業を通じて、京都メカニズム実施の支援を行っている。これらには、CDM/JI事業調査(フィービリティスタディ)、CDM認証モデル事業等の事業者がプロジェクト実施の前に経験値をつむための事業や、CDM/JI設備等補助事業といった、プロジェクト実施のための費用を一部負担する事業、さらには、途上国等人材育成支援事業・京都メカニズム相談支援事業等の、プロジェクトホスト国における実施環境の改善を図り、我が国事業者の活動をより円滑にすることを目的としたものが含まれる。これらは、経済産業省等の他省庁との連携を図りながら、より効果的・効率的な実施が行われるものと思われる。

一方、前記のように、CDM/JIのプロジェクトレベルに即した試みだけではなく、国内における排出権取引導入に向けた施策も重要である。これまで、一部を除いて、我が国民間事業者によるCDM/JI実施がなかなか進展しない傾向と言われてきたが、今後、国内制度の整備を加速化することによって、民間事業者にとってより大きなインセンティブがもたらされることが期待される。本年は、2002～2012年までを3段階に区切った「ステップ・バイ・ステップ・アプローチ」対策において、第1段階の評価の年にあたる。残念ながら、この数年、温室効果ガスの排出量は大幅に増加しており、更に踏み込んだ対策をとらなければ、我が国が議定書上削減を約束している-6%の目標には、到底及ばないであろう。京都メカニズムの活用は、そのような状況の中で大きな可能性を残すものであり、今後、官民双方において、積極的な取り組みを行っていくべきであろう。